

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

1-1 | 社会情勢の変化

「国勢調査」によると、本市の総人口は1960（昭和35）年以降増加傾向にありましたが、2010（平成22）年の143,249人をピークに減少に転じ、2020（令和2）年では136,845人となっています。また、15歳未満の年少人口は減少、65歳以上の老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

また、2015（平成27）年9月の国連総会において、2030（令和12）年に向けた先進国と開発途上国の共通目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が提唱されました。環境・社会・経済に関わる課題解決に向けた17の目標が設定され、国や地方公共団体、事業者、市民団体などの間でSDGsの目標を掲げた取り組みが広がっています。さらに、国の「第五次環境基本計画」では、SDGsを取り入れた「地域循環共生圏」という考え方を提唱しています。

このほか、環境分野に関連する社会情勢の変化として、国土強靭化、デジタル変革、新型コロナウイルス感染症の拡大などがあります。



SDGsの17のゴール



地域循環共生圏*

※地域にある再生可能な資源（自然、物質、人材、資金等）を循環させて有効利用し、補完し合うことで、地域を活性化して持続可能な自立・分散型の社会を形成すること。

【資料：環境省】

1-2 | 環境に関する動向

(1) 脱炭素社会に関する動向

2016（平成28）年11月、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」が発効しました。パリ協定には、先進国から開発途上国まで多くの国や地域が参加しており、世界的な平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より低く保つ（1.5℃に抑えるように努力する）ことを目標としています。

パリ協定を踏まえて政府は、「地球温暖化対策計画」を2016（平成28）年5月に閣議決定し、2030（令和12）年までに温室効果ガス排出量の26%削減（2013（平成25）年度比）を掲げました。その後、菅前首相は2020（令和2）年10月に温室効果ガス排出量を2050（令和32）年までに実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指すことを宣言するとともに、2021（令和3）年4月には、2030（令和12）年度の新たな目標値として46%削減（2013（平成25）年度比）とすることを表明しました。また、2021（令和3）年10月に新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定されるとともに、「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律」が2022（令和4）年4月から施行されています。

2018（平成30）年12月に「気候変動適応法」が施行され、「気候変動適応計画」が閣議決定されました。「気候変動適応計画」では、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の7つの各分野において、気候変動による様々な影響に対して、適応していくための対策を推進していくこととしています。また、2021（令和3）年10月には「気候変動適応計画」が改訂されました。

(2)循環型社会に関する動向

近年の海洋プラスチックごみの問題などに対応するため、国は「プラスチック資源循環戦略」を2019（令和元）年5月に策定するとともに、プラスチックごみの削減などを目的としたレジ袋の有料化が2020（令和2）年7月からスタートしました。また、プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2021（令和3）年6月に成立し、2022（令和4）年4月に施行されました。また、食品ロスを削減する「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年10月から施行され、同法律に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が2020（令和2）年3月に閣議決定されました。

(3)自然共生社会に関する動向

国の「生物多様性国家戦略2012-2020」が2012（平成24）年9月に閣議決定されるとともに、野生鳥獣対策を目的として「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が2015（平成27）年5月に施行されました。

静岡県は2018（平成30）年3月に「ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定しました。また、絶滅のおそれのある野生生物の保護・保全を進めるため、2019（平成31）年3月、2020（令和2）年3月に改訂版「静岡県レッドデータブック<動物編><植物・菌類編>」を発行しました。

(4)焼津市の動向

2012（平成24）年度で計画期間の満了した「第1次焼津市環境基本計画」を見直し、2013（平成25）年3月に「第2次焼津市環境基本計画」を策定しました。また、それと同時に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を第2次計画に含む形で策定しました。

第2次計画の策定後5年間が経過した2018（平成30）年3月に中間見直しを行い、「第2次焼津市環境基本計画（後期計画）」を策定しました。

焼津市長は2021（令和3）年3月、脱炭素社会の実現に向け、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。



グリーンカーテン
写真コンテストの開催



新たな生ごみ処理容器の開発



530（ごみゼロ）
ウォーキングの開催



クールチョイス川柳コンテストの優秀
作品をラッピングしたバスの運行



環境学習発表会の開催

「第2次焼津市環境基本計画」策定以降の主な動向

年	月	内容（☆は静岡県、★は焼津市）
2013 (平成 25)	3月	「第2次焼津市環境基本計画」の策定 ★
	4月	「使用済小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行
2014 (平成 26)	3月	IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が「第5次評価報告書統合報告書」を発表
	4月	「焼津市環境保全活動団体登録制度」の運用開始 ★
2015 (平成 27)	5月	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の施行
	9月	「持続可能な開発目標（SDGs）」の公表
2016 (平成 28)	5月	「地球温暖化対策計画」の閣議決定 「焼津市都市計画マスタープラン」の策定 ★
	11月	「パリ協定」の発効
2017 (平成 29)	3月	「焼津市役所地球温暖化防止実行計画（事務事業編）第5期計画」の策定 ★ 「焼津市災害廃棄物処理計画」の策定 ★ 「一般廃棄物処理基本計画」（焼津市・藤枝市・志太広域事務組合）の策定 ★
	5月	「焼津市国土強靱化地域計画」の策定 ★
2018 (平成 30)	3月	「ふじのくに生物多様性地域戦略」の策定 ☆ 「第6次焼津市総合計画」の策定 ★ 「第2次焼津市環境基本計画（後期計画）」の策定 ★ 「焼津市地域公共交通網形成計画」の策定 ★
	4月	「第五次環境基本計画」の閣議決定
	11月	「気候変動適応計画」の閣議決定
	12月	「気候変動適応法」の施行
2019 (平成 31、 令和元)	3月	「改訂版静岡県レッドデータブック＜動物編＞」の発行 ☆ 「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」の策定 ☆ 「焼津市みどりの基本計画」の策定 ★
	5月	「食品ロスの削減の推進に関する法律」の公布 「プラスチック資源循環戦略」の策定
	6月	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の閣議決定
2020 (令和 2)	3月	「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の閣議決定 「改訂版静岡県レッドデータブック＜植物編＞」の発行 ☆ 「第2期焼津未来創生総合戦略」の策定 ★
	7月	レジ袋（プラスチック製買い物袋）の有料化（「容器包装リサイクル法」）
	10月	国が2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを宣言
2021 (令和 3)	3月	焼津市「ゼロカーボンシティ」の表明 ★
	4月	国が2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標として46%削減（2013（平成25）年度比）とすることを宣言
	6月	「地域脱炭素ロードマップ」の策定
	10月	「地球温暖化対策計画」の閣議決定 「気候変動適応計画」の閣議決定 「第6次エネルギー基本計画」の閣議決定
2022 (令和 4)	3月	「第6次焼津市総合計画（第2期基本計画）」の策定 ★ 「一般廃棄物処理基本計画2021（令和3）年度改定版」（焼津市・藤枝市・志太広域事務組合）の策定 ★ 「焼津市役所地球温暖化防止実行計画（事務事業編）第6期計画」の策定 ★ 「第4次静岡県環境基本計画」の策定 ☆ 「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」の策定 ☆
	4月	「地球温暖化対策の推進に関わる法律の一部を改正する改正法」「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行
2023 (令和 5)	3月	「第3次焼津市環境基本計画」の策定 ★

第2節 第2次計画の評価



2-1 | 数値目標による評価

2021（令和3）年度の現状値について、2022（令和4）年度の目標値に対する評価は以下のとおりです。
なお、目標値は第2次計画（後期計画）策定時に見直しを行っています。

評価)	A	: 達成⇒2022（令和4）年度の目標値を既に達成
	B	: 順調に推移⇒過去のトレンドから2022（令和4）年度の目標達成ができそうなもの
	C	: 目標達成が難しい⇒過去のトレンドから2022（令和4）年度の目標達成が難しそうなもの
	-	: 見通しが不透明⇒年度により数値が大きく変動するため、判断が難しいもの

(1)環境目標1 安全・安心なまちをつくる

取り組み方針	指標名	単位	基準値	現状値	目標値	評価
			2011 (H23) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	
1 水がきれいなまち	河川 BOD の環境基準達成率	%	100	(2020) 100	100	A
	海域 COD の環境基準達成率	%	0	(2020) 80	100	-
2 空気がきれい 静かなまち	大気汚染に係る環境基準達成率	%	100	(2020) 100	100	A
3 有害化学物質による 汚染や公害のない まち	ダイオキシン類の環境基準達成率	%	100	100	100	A
	公害苦情件数	件	132	97	90	-

- 河川 BOD は公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及が進んでいるため、環境基準を達成しています。
- 海域 COD は5つの調査地点のうち4地点が基準以下の数値であり、達成率80%となっています。基準を超過した1地点についてはわずかな超過であり、2019（令和元）年度の結果からは減少しています。
- 大気汚染に係る二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準は毎年度達成しています。
- ダイオキシン類濃度は、定期的な測定監視と環境調査及び県と連携した立入調査を行っており、環境基準を達成しています。
- 公害苦情件数は減少傾向にあるものの、2020（令和2）年度と2021（令和3）年度は2019（令和元）年度よりも増加しています。近年は野焼きや騒音など家の中で感じる生活型苦情が多くなってきています。

(2)環境目標2 自然共生社会をつくる

取り組み方針	指標名	単位	基準値	現状値	目標値	評価
			2011 (H23) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	
4 森林や農地を守る まち	水田の有効活用率	%	90.7	77.0	93.0	C
	認定農業者数	人	70	91	(2020) 81	A
	エコファーマー登録数	人	69	27	68	C
5 河川・海岸と 水資源を守るまち	1日あたりの地下水揚水量	m ³ /日	306,314	257,882	306,000	A
6 多くの生き物・自然 とふれあえるまち	自然観察会参加者数（累計）	人	1,957	12,947	12,800	A

- 水田の有効活用率は経営所得安定対策による転作奨励を進めるとともに、担い手農業者への農地集積を行い農地の有効利用を進めましたが、目標を下回る結果となっています。
- 認定農業者数は認定農業者の再認定及び新規認定の農業者の掘り起こしを行い、目標を達成しています。
- エコファーマー登録数の減少は、全国的な傾向であり、再認定の申請をしないことなどが考えられます。新たに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」が施行され、エコファーマー制度から新たな制度に移行されます。
- 1日あたりの地下水揚水量は減少傾向にあり、既に目標値を達成しています。
- 親子水生生物教室や公民館における環境関連講座などの自然観察会参加者数（累計）は増加傾向にあり、子どもたちの自然とふれあえる機会が増えていると考えられます。

(3)環境目標 3 循環型社会をつくる

取り組み方針	指標名	単位	基準値	現状値	目標値	評価
			2011 (H23)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	
7 廃棄物の少ないまち	ごみ総排出量	t/年	45,507	39,642	39,915	A
	1人1日あたりの燃やすごみの量	g/人・日	527	471	453	C
	燃やすごみの排出削減量(家庭系+事業系)	t/年	(2016) 0	1,094	1,616	C
8 廃棄物が適正に処理されるまち	廃食用油回収量	ℓ/年	25,273	33,050	27,000	A
	環境美化推進活動参加者数(累計)	人	949,888	2,034,236	1,960,000	A

- ごみ総排出量(家庭系+事業系の燃やすごみと資源物の量)は、ごみ減量説明会などでの燃やすごみに含まれる紙類やプラスチック類の分別の啓発のほか、生ごみの家庭内処理の推進の成果もあり、減少傾向にあります。
- 1人1日あたりの燃やすごみの量(家庭系)は減少していますが、さらなる減量が必要です。
- 燃やすごみの排出削減量(家庭系+事業系)は増加傾向にあり、さらなる減量が必要です。
- 廃食用油回収量は増加傾向にあり、既に目標値を達成しています。
- 環境美化推進活動参加者数は、地域の河川清掃においてコロナ禍での活動中止や住民の高齢化等により参加者が減少しましたが、既に目標値を達成しています。

(4)環境目標 4 低炭素社会をつくる

取り組み方針	指標名	単位	基準値	現状値	目標値	評価
			2011 (H23)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	
9 エネルギーを有効利用するまち	温室効果ガス排出量の削減率(市全体)	%	(2013) 0	(2019速報値) -14.4	-12.0	A
	太陽光発電施設件数	件	1,974	7,273	7,200	A
	焼津市役所の低公害車数割合	%	52.9	63.5	78.9	C
10 低炭素な交通と緑豊かなまち	市民1人あたりの都市公園面積	m ² /人	4.67	5.67	5.43	A
	生け垣奨励植樹本数(累計)	本	54,316	56,993	58,808	C

- 温室効果ガス排出量の削減率(市全体)は削減が進んでおり、排出量では製造業が最も減少しています。これは主に業界全体のエネルギー効率が上がったことが寄与していると考えられます。
- 中部電力と系統連系を行っている太陽光発電施設件数(住宅以外を含む)は増加しており、市内の太陽光発電の利用が増えています。
- 焼津市役所の低公害車数割合は2017(平成29)年度の68.9%をピークに低下しており、数値の低下は特殊車両である浄化槽汚泥収集車などの増車があったことが影響しています。
- 市民1人あたりの都市公園面積は緩やかに増加しており、2019(令和元)年度に既に目標値を達成しています。
- 生垣奨励植樹本数は新築家屋建築件数に影響され、また、散水・剪定等の維持管理を要することから、近年では申込件数が減少傾向となっています。

(5)環境目標 5 総合的に取り組みを進める

取り組み方針	指標名	単位	基準値	現状値	目標値	評価
			2011 (H23)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	
11 環境を知り・学び・活動するまち	環境教育事業参加者数(累計)	人	13,655	43,196	41,300	A
	環境活動リーダー数	人	0	105	120	C
12 環境と経済が両立するまち	エコアクション21取得事業所数	事務所	34	38	54	C

- 環境教育事業の参加者数は主に公民館の環境に関する講座の参加者で、累計人数は順調に増加しており、既に目標値を達成しています。
- 環境活動リーダー数は少しずつ増えていますが、リーダーを育成するための「やいづエコ市民塾」の受講者は近年横ばいの状態です。
- エコアクション21の取得事業所数はここ数年増加していません。事業所にとっては新しい取り組みをすることが難しい面もありますが、地球温暖化防止に取り組むことで結果的に経費削減となり、CSR活動の一環になることをPRしていきます。

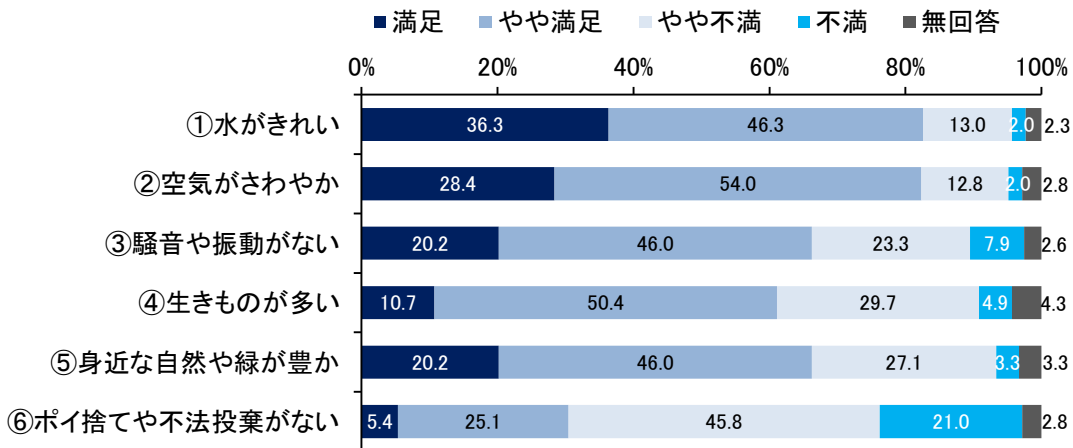
2-2 | 市民意識調査結果による評価

2021（令和3）年度に市民の皆さんを対象とした「第3次焼津市環境基本計画に関するアンケート調査」を実施しました。第1次計画策定時の2000（平成12）年度、第2次計画策定時の2011（平成23）年度に実施した過去のアンケート結果との比較を行い、環境の満足度の評価をまとめました。

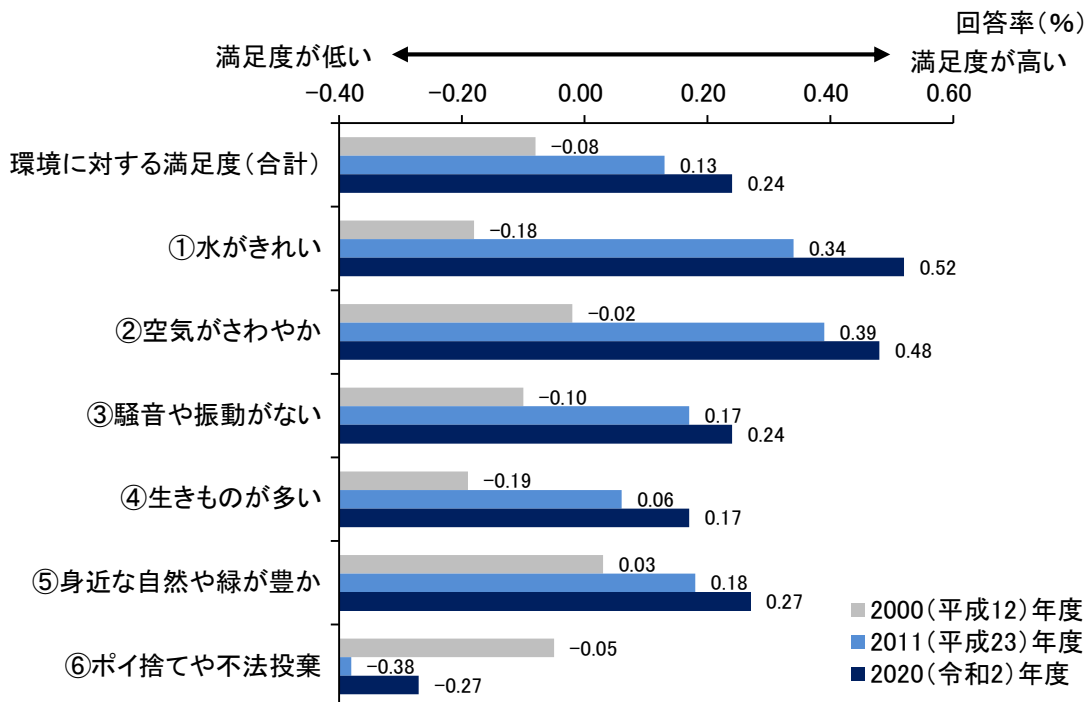
(1)市民の満足度

2021（令和3）年度の結果をみると、「水がきれい」「空気がさわやか」などには、約8割の人が満足・やや満足と回答していますが、「ポイ捨てや不法投棄がない」については、不満・やや不満と回答した人が、満足・やや満足と回答した人を上回りました。今後は、この分野について改善していく必要があります。

満足度の変化を過去の結果と比較すると、全ての項目で前回よりも向上しており、全体的に環境がよくなっていることを実感している市民が多いことが分かります。



環境の満足度（2021（令和3）年度の結果）

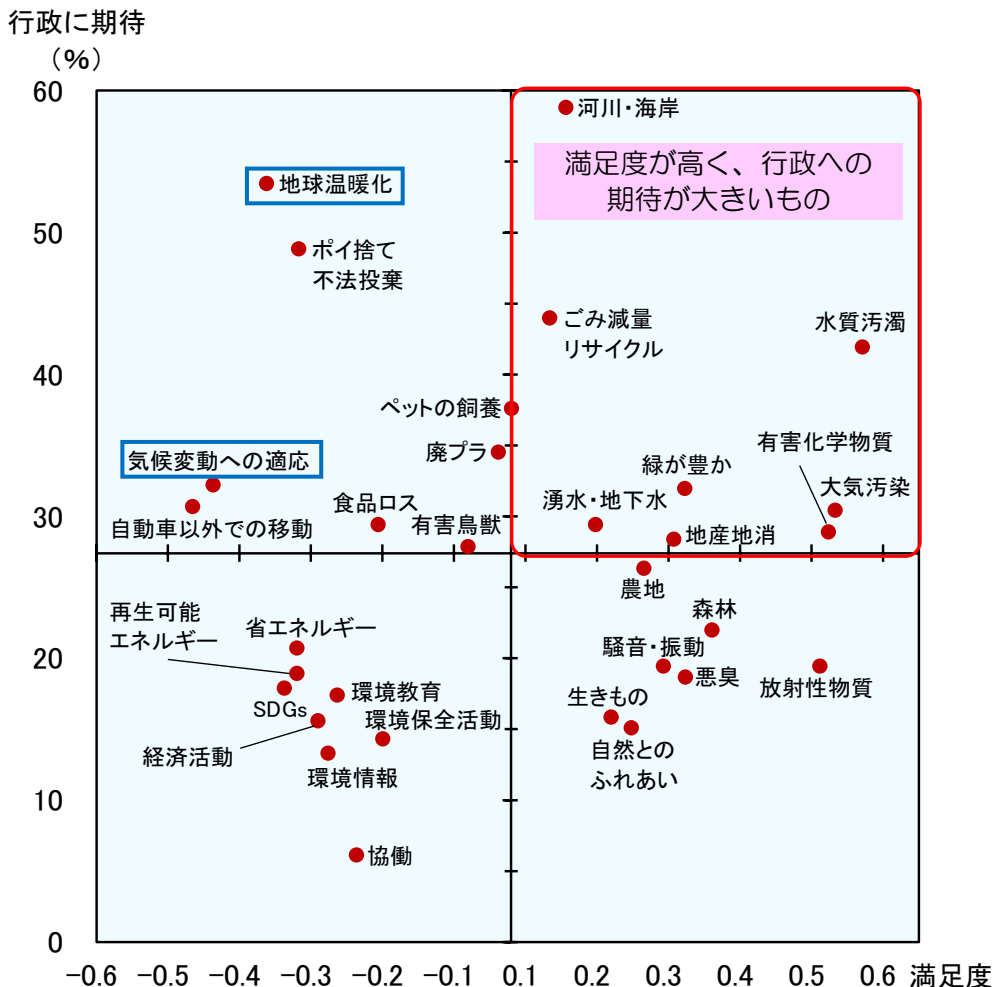


注) 満足度 = (「満足」を1点、「やや満足」を0.5点、「やや不満」を-0.5点、「不満」を-1点で加重平均した値) ÷ 回答者の総数 (無回答を除く)

環境の満足度の経年変化

(2)市民の満足度と行政に期待する環境施策

「環境に対する満足度」と「行政に期待する環境施策」についての関係を見ると、満足度が高く、行政への期待が大きいもの（赤枠のゾーン）として、「水質汚濁」「大気汚染」「有害化学物質」「緑が豊か」「地産地消」「河川・海岸」「ごみ減量・リサイクル」「湧水・地下水」があり、市民からの評価を得ていると考えられます。その一方、「地球温暖化」や「気候変動への適応」は満足度が低く、行政への期待が大きいものと評価されていることから、今後はさらなる取り組みの推進が必要と考えられます。



市民の満足度と行政に期待する環境施策

(3)日常の取り組み状況

2011（平成23）年度のアンケート結果と比較すると、「白熱灯を電球形の蛍光ランプまたはLEDランプに取り替える」(+40.2ポイント)、「アイドリングストップを行う」(+24.5ポイント)、「買い物袋を持参したり、過剰な包装やプラスチック製品の使用を断る」(+22.0ポイント)などが大きく増加し、この10年間で取り組みの定着がみられました。

	2011 (H23)	2021 (R3)	差
白熱灯を電球形の蛍光ランプまたはLEDランプに取り替える	36.3%	76.5%	+40.2
アイドリングストップを行う	43.5%	68.0%	+24.5
買い物袋を持参したり、過剰な包装やプラスチック製品の使用を断る	63.4%	85.4%	+22.0
近所に迷惑になるような音を出さない	61.2%	80.1%	+18.8
ごみやたばこの吸い殻などのポイ捨てをしない	71.1%	89.0%	+17.9

第3節 基本的事項



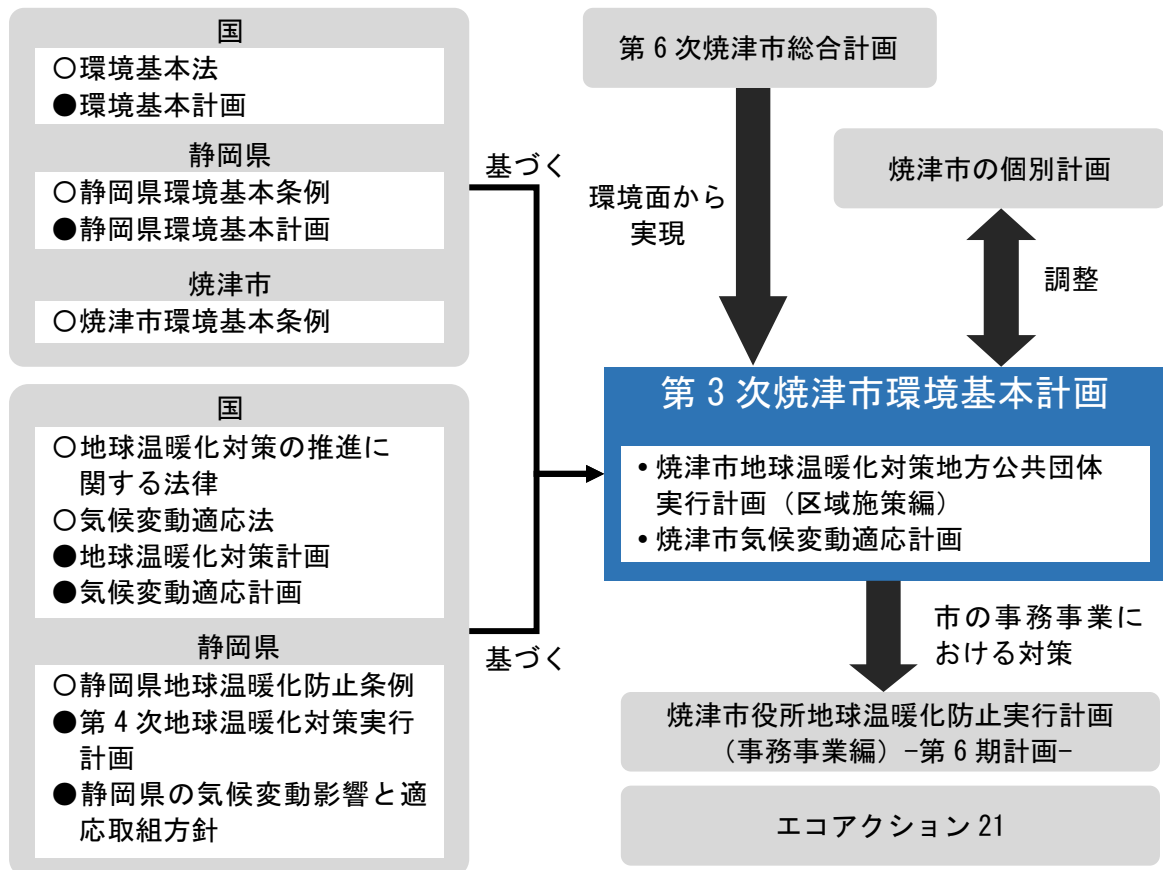
3-1 | 計画の目的・位置付け

本計画は、「焼津市環境基本条例」(2008(平成20)年10月7日改正)の第7条に基づいて策定するもので、市民・事業者・市のそれぞれが担うべき役割を明らかにし、相互に協働しながら積極的な取り組みを促進することを目的としています。また、「第6次焼津市総合計画」に掲げられている将来都市像を実現するために、環境面から施策を推進する役割を担っています。

「第2次焼津市環境基本計画」(2013(平成25)年3月)(以後、「第2次計画」という。),「第2次焼津市環境基本計画(後期計画)」(2018(平成30)年3月)(以後、「第2次計画(後期計画)」という。)の計画期間が2022(令和4)年度をもって満了となることから、新たな社会情勢や環境課題などを踏まえ、2023(令和5)年度から2032(令和14)年度を計画期間とする「第3次焼津市環境基本計画」(以後、「本計画」または「第3次計画」という。)を策定します。

地球温暖化対策を積極的かつ効率的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」、「気候変動適応法」に基づく「気候変動適応計画」を環境基本計画の中に入れて策定するものとします。

本市が進めている各種計画や事業等については、相互に連携を図りながら推進していきますが、環境の分野においては本計画の方向性を尊重していきます。

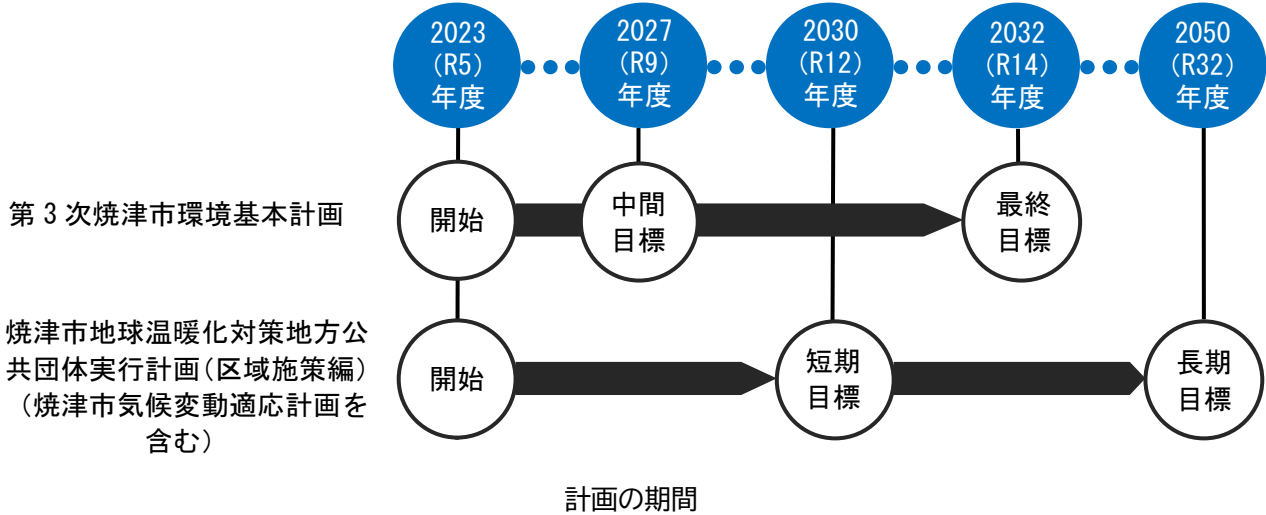


計画の位置付け

3-2 | 計画の期間

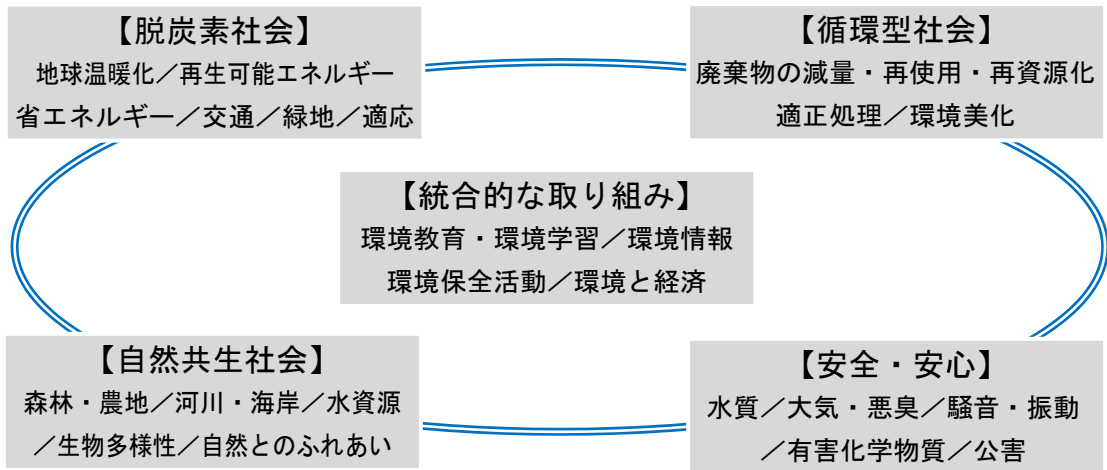
本計画の期間は、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とし、5年後の2027（令和9）年度に中間見直しを行います。

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」については、国の「地球温暖化対策計画」に合わせて短期目標を2030（令和12）年度、長期目標を2050（令和32）年度とします。



3-3 | 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象分野及び範囲は、以下に示すとおりとします。



計画の対象とする分野及び範囲

3-4 | 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、焼津市全域とします。

3-5 | 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市民・事業者・市とします。

各主体は、「焼津市環境基本条例」第4～6条に規定された責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向け、協働していくことが必要です。

市民 の責務	<ul style="list-style-type: none"> 資源の循環的利用、廃棄物の減量、電気その他のエネルギーの浪費の防止など、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める 環境の保全及び創造に自ら努める 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する
事業者 の責務	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動が環境に与える影響を認識し、公害の防止、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する必要な措置を自ら講じる 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する
市 の責務	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全及び創造に関し、本市の自然的・社会的条件に応じた総合的及び計画的な施策を策定して実施する 市民及び事業者が果たす役割の重要性を考慮し、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する活動を支援・協力する

各主体の責務

3-6 | 計画策定の基本的考え方

本計画を策定するにあたっての基本的な考え方は、以下のとおりです。

●社会情勢や環境の変化を踏まえた計画づくり

「地球温暖化対策推進法」の改正や、本市の「ゼロカーボンシティ宣言」など、近年の社会情勢や環境の動向に変化が生じていることから、これらの状況を踏まえた計画とします。

●国の施策や上位計画である総合計画などと整合した計画づくり

国の「第五次環境基本計画」や「地球温暖化対策計画」、本市の「第6次焼津市総合計画」などの施策と整合を図ります。

●第2次計画の評価結果を反映した計画づくり

第2次計画の施策の実施状況や数値目標の達成状況を確認して評価を行い、第3次計画の内容に反映します。

●市民や事業者の意見を十分に踏まえた計画づくり

環境問題の解決には、市民・事業者・行政の連携・協力による取り組みの推進が不可欠です。そのため、環境審議会、環境基本計画策定委員会、環境市民会議の意見や住民意識調査、パブリックコメントなどを十分に反映した計画づくりを行います。

●図やイラストを多用した読みやすい計画書作成

図や写真、コラムなどを掲載し、多くの人を読みやすく、分かりやすい環境基本計画を目指します。